

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年六月七日法律第七十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。